

## 「地方公務員の給与制度の総合的見直しに関する検討会」（第5回）【議事要旨】

1 日 時 平成26年7月8日（火） 10:00～12:00

2 場 所 都市センターホテル604会議室

### 3 出席委員（五十音順）

太田 聰一	慶應義塾大学経済学部教授
（座長）辻 琢也	一橋大学大学院法学研究科教授
原田 久	立教大学副総長・法学部教授
山野 岳義	一般財団法人全国市町村振興協会理事長

### 4 議事次第

- （1）開会
- （2）配布資料説明
- （3）意見交換
- （4）その他

### 5 議事の経過

- 事務局からの説明の後、意見交換が行われた。  
委員からの主な意見は以下のとおり。（→は事務局からの説明。）

（地方公務員給与の現状関係について）

- ・ 現給保障については、対象者がどの程度残っているかといった内容まで見る必要があるのではないか。
- ・ 現給保障について、仮にある程度のベースアップがあるとした場合、それによる給与上昇によって事実上解消してしまうと考えられるのか、あるいは制度的に廃止しないとなくならないのか。  
→定性的には減少する方向であるが、昇給・昇格管理を厳格にやっているところもあるので、一概に言えない。
- ・ 給料表の級数が多いこと自体は、昇格時にチェックが働くという意味では悪いことではないが、支給の水準が高いということが問題ではないか。
- ・ 独自給料表で給与の抑制になった例は少ないのではないか。給与水準の低い団体でも独自にはしていないのではないか。  
→国の給料表の下位級を使う等が多いのではないかと考えている。
- ・ 級別の職員構成の偏りについては、合併の影響等の事情もあるので、その改善には一定の考慮が必要ではないか。
- ・ 地域手当は、地域民間給与を反映するものであるから一律の割合とするのは趣旨に合

われないが、県内事情で修正するということはありうるのではないか。

( 職務給の原則、均衡の原則について )

- ・ 職務給の原則の考え方がやや曖昧な部分があり、同一の任命権者の下における概念であると限定的に考える場合と、任命権者が異なっても同等の職務であれば均衡するべきと広く考える場合とがあると考える。公務員の場合、地方団体が異なっても同じような形態であり職務給原則を広く考えても良いとも考えられる。
  - ・ 均衡の原則と職務給の原則の概念は重なる部分もあるのではないか。均衡の原則において類似職種同士を比較するとすると、それは職務給の概念に近づいてくるのではないか。
  - ・ 給料と手当がある中、手当が異常に膨らむのはおかしなことにならないか。
  - ・ 地域手当の拡大する地域では地方公務員間の均衡と地場賃金との均衡とで対立が出てくることになる。この場合、地場賃金との均衡を重んじたという説明になるのか。
  - ・ 地域民間給与の反映にあたって、同種、同等の者同士の給与を比較する観点の考え方は維持すべきではないか。
- 中間取りまとめに向けた議論として、以下のような意見が出された。
- ・ 地方の場合は、そもそも給与制度の土台部分の制度運用にも課題があるように思える。この点に触れず総合的見直しの部分のみ対応するのはおかしな話になりかねないのではないか。他方で、構造見直し以前の部分についても見直しを行うとなると、スケジューリング的に難しくならないか。
  - ・ 住民に対する給与情報の公開について、取組が不十分な市町村もある。また、現在の共通フォーマットは専門的な感じがするので、もう少しわかりやすい形を検討できないか。
  - ・ 他団体と比べられる情報を出すことが重要。どういう開示が一番正確なのかよく練って欲しい。
  - ・ 人口が減少している中で、将来的に都道府県でも特例市クラスの人口しかいないケースも出てくる。その中で、地場の賃金との均衡を図るとするのはデータやサンプルの制約があり、難しい課題である。

以 上

文責：総務省自治行政局公務員部給与能率推進室（速報のため事後修正の可能性あり）